

## 令和3年度 第2回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】 令和3年11月17日（水） 午後3時00分から開催

【開催場所】 阪南市役所 3階 全員協議会室

【出席委員】 委員15名中、13名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、瀬田 史彦、日野 泰雄、岩室 敏和、岡 やよい、上甲 誠、  
角野 信和、福田 雅之、相良 修一郎、浄謙 千秋、吉田 美智子、今井 晴  
美、向山 孝範

【欠席者】 奥野 英俊、三星 昭宏

【傍聴者】 なし

### 【案 件】

- ①会議及び会議録の公開について
- ②南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- ③特定生産緑地の指定について（諮問）
- ④阪南市都市計画マスタープランの改定について（報告）
- ⑤公募による市民委員の選考について（その他）

### 【結 果】

- ・ 会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・ 付議、諮問に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。
- ・ 公募市民委員選考委員会の委員長に、下村委員が選出された。

【質疑応答】

○南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

○特定生産緑地の指定について（諮問）

（委員） 生産緑地の買取申出について、これまで何件の申出があったのか。また、その理由や買取の有無等についても教えていただきたい。

（事務局） 正確な数値が手元に無いため、後日ご報告させていただく。

（会長） 市が買い取った事例は無く、農業希望者への斡旋も成立した事例は無いと思われるが、その点については不明確であるため、後日事務局から報告をお願いします。

（委員） 特定生産緑地の指定書について、指定面積の合計も記載いただきたい。

（事務局） 検討させていただく。

（委員） 地区の分断により新たに地区名を付与する和泉鳥取-22について、面積は約700㎡と説明いただいたが、本地区は1筆で構成されているのか。もし2筆以上で構成されており地権者も複数名いるのであれば、今後、道連れ解除の案件が発生しないか心配である。新たに地区名を付与するのではなく、一団の農地等とみなして同一地区のままにしておいた方が良いのではないか。

（事務局） 和泉鳥取-22については1筆で構成されている。また、面積が300㎡以上あり、単独でも緑地として評価できる規模であることから、新たに地区名を付与し、地区の追加をしようとするものである。

しかし、地区の分断により、残地が生産緑地地区の面積要件を下回るような案件があれば、一団性の要件緩和についても検討するものと考えている。

（会長） 今回分断される地区については今すぐに道連れ解除といった問題は発生しないものの、他の既指定地区では将来的に地区の分断等により緑地が細かくなっていく可能性がある。法令等にもよるが、地区の再編や、もう一度地区を指定し直すといったことは事務的にできるのか。

- (事務局) 生産緑地地区の再編に関して、国や府から具体的な見解は無く、地区名を付与し直すといったことも現時点では予定していない。
- (会長) 先ほど委員から指摘のあったとおり、生産緑地として残したいにも関わらず、道連れ解除により生産緑地の指定から外れてしまうのはもったいない。できるだけそういったことが発生しないように、事前の対応策として一団での指定を積極的に行っていただき、また、今ある地区を統合することが可能かどうかについても、今後検討いただきたい。
- (委員) 新旧対照表に変更前と変更後の面積が記載されているが、今年の7月に生産緑地地区の面積要件が300㎡以上に引き下げられたことで、この変更後の面積に300㎡以上の農地がいくつか追加されたということか。
- (事務局) 面積要件は引き下げたが、300㎡以上の農地が自動的に生産緑地に追加されるというものではない。追加指定であれば、追加指定の申出をしていただく必要がある。
- (会長) 生産緑地については、全体の量を残しつつ、地区ごとに偏りがないようにすることが、防災面や緑化を図る上で大切である。  
また、生産緑地の指定を受けているところで、災害時に避難場所として開放する代わりに農作物に対して補償をするといった事例もあり、こうした取組みがもう少し広まっていけば都市の防災機能も高まっていくものと思われる。  
今回、生産緑地地区の廃止があった箇所については、多少面積が減少したものの、全体としては大きな変化はなく、また特定生産緑地については、概ね8割以上の意向確認を終えており、全体的に進捗しつつあるということで、両案件については原案どおり答申するというのでよろしいか。
- (委員一同) 異議なし。

○阪南市都市計画マスタープランの改定について（報告）

（会 長） 今回、他市の都市計画マスタープランと比較しながら説明をしていただいたが何か理由はあるのか。参考にするのは構わないが、他市がこうしているからこうしよう、というものではないと思う。

（事務局） 他市の計画と比較しながら説明することで、都市計画マスタープランは総合計画に即したものであることや、都市計画運用指針に基づくものであることを認識していただきたかったためである。

（委 員） 都市計画とはなかなか理解しがたいものではあるが、大きく2つに分けると、1つは市街化区域と市街化調整区域の線引きに代表されるような土地利用の規制・誘導を行うためのルール決めの都市計画であり、もう1つは予算を投資して道路や公園等のインフラ整備を行うお金を使う都市計画である。

そういった中、今後10年先を見据えて、どういったルールを決めてどこにお金を投資するのかということの方向性をみんなで合意する計画が都市計画マスタープランである。そのため、非常に抽象的な内容にはなるが、具体的な施策や事業については、計画を策定した後に取り組みを行っていくことになる。その理解は是非していただきたい。

（会 長） 令和3年度、4年度の流れだが、具体的なスケジュールについてはどうか。

（事務局） 本市担当課長級で構成する作業部会で、関連計画等との調整後、検討委員会において素案を策定し、令和4年3月頃を目途に審議会にて素案について報告させて頂くので、議論をお願いしたい。またその後、作業部会及び検討委員会において策定した計画（案）を令和4年11月の審議会にお諮りさせていただき、令和5年2月から3月に予定している本審議会にて答申をいただきたいと考えている。令和4年度までに作業部会、検討委員会、審議会それぞれの会議を2回程度開催する予定としている。

（会 長） 計画策定の流れについて、まず、検討委員会の中で素案を作成していただき、その内容を都市計画審議会に報告いただく。その際に、こういった視点が大事であるとか、こういった内容を加えるべきだ

といった意見をいただき、それらを検討委員会にて反映していただく。そして、最終的に検討委員会で作成されたものが、都市計画審議会に諮問され、その内容について皆様に判断いただく。大きくはこのような流れである。

(委員) 現在、総合計画策定に向けた検討が行われており、その中で阪南市における基本的なまちづくりの方向性が示されることになる。私は総合計画審議会の委員でもあるが、総合計画の中では、都市計画におけるソフト的な施策に関する議論が多いため、ハード的な部分についても総合計画に盛り込んでいけるよう意見していきたい。

(会長) 次の全体構想や地域別構想等の具体的な内容について、令和3年度中に報告いただく機会はあるのか。

(事務局) 令和4年3月に都市計画審議会を開催して素案を報告予定である。

(会長) 来年3月に素案を報告いただき、11月頃にある程度まとまったものが示されるという理解でよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 観光や災害等の問題は一市一町での対応が難しいことから、広域行政との関わりやそのためのまちづくりについて、ぜひ検討してほしい。

(会長) 総合計画でも広域行政に関する議論はされるはずであり、そういったことも視野に入れて検討していただきたい。

近年はコロナ禍の影響で人の移動が制限され、公共交通事業が非常に厳しい状況であり、アフターコロナで移動がさらに制約されかねないという中で、将来のまちをどう作っていくかを考えることは重要である。また、リモートワークによる働く場所、生活様式の変化等の影響についても、おそらく検討委員会で同様に議論されることだろうと思われる。

今回は計画の導入部分であるため、報告としてお受けいただき次回は本質的な議論に時間をとりたいと考えているのでよろしく願いしたい。

○公募による市民委員の選考について（その他）

（会 長） 公募市民委員選考委員会の設置について、審議会として承認しようと考えているが何か異議等ないか。また、選考委員会の会長は下村委員にお願いしたいと考えているが何か異議等ないか。

（委員一同） 異議なし。

【午後 5 時 1 5 分閉会】